

## 公 告

「静岡市自転車等駐車場条例施行規則」を改正した。これにより公表する静岡市行政  
手続条例（平成 15 年静岡市条例第 8 号）第 41 条第 1 項に規定された内容は、次のとお  
りである。

平成 22 年 4 月 1 日

静岡市長 小嶋 善吉

- 1 規則等の題名  
静岡市自転車等駐車場条例施行規則の一部改正
- 2 規則等の内容  
別紙のとおり
- 3 規則等の案の公告年月日（※意見公募手続の実施の日）  
平成 22 年 1 月 19 日
- 4 規則等の公布等年月日（※公布しないものについては、公にする日）  
平成 22 年 3 月 31 日
- 5 提出された意見、その考慮の結果及び理由

	提出された意見	考慮の結果	理由
1	なし		
2	なし		

なお、一部改正については静岡市行政手続第 37 条第 4 項第 7 号に該当するため、静  
岡市行政手続条例第 37 条に規定する意見公募手続を実施せずに規則等を定めた。